

介護職員処遇・介護職員等特定処遇に関する具体的な取組内容

◇加算の算定状況

算定する加算の区分	介護職員等特定処遇加算 I
現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算 I
サービス提供体制強化加算の取得状況	サービス提供体制強化加算 I (イ)

◇資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対し実務者研修受講支援や、専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対し喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築

◇労働環境・処遇の改善

- ・管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ICT活用による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在を明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室等の整備

◇その他

- ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減

◇介護職員等特定処遇改善加算支給対象者

- ・10年以上の介護職経験のある介護福祉士（他法人の介護職・看護補助経験を含む）
- ・10年未満の介護経験のある介護福祉士・介護士（介護補助・運転手除く）

◇支給金額・支給月

- ・国策で定められた介護職員等特定処遇ルールに基づき算出し、常勤換算した人数で原資を分配し、9月・3月の年2回の給与日に支給